

学校感染症による出席停止に関する提出書類について

教務部

学校感染症に罹患した場合は「学校感染症治癒証明書」の御提出をお願いします。ただし、インフルエンザおよび新型コロナウイルス感染症については、以下の書類で代替可能です。

(1) インフルエンザ

- ① 体調管理表
- ② 処方された薬が分かる書類（通院日・本人氏名・病院名が分かるお薬手帳等）

(2) 新型コロナウイルス感染症

- ① 体調管理表
- ② 通院が確認できる書類（通院日・本人氏名・病院名が分かる領収書・薬袋等）

(参考資料)「学校感染症の種類」と「出席停止期間のめやす」

| 病名  | 出席停止の期間                                     |   |
|---|---|---|
| インフルエンザ   | 発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日を経過するまで               | ただし、病状により学校医、その他の医師において、感染のおそれがないと認めるときは、この限りでない。 |
| 百日咳   | 特有の咳が消失するまで又は五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで     |   |
| 麻疹  | 解熱した後三日を経過するまで                              |   |
| 流行性耳下腺炎   | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後五日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで |   |
| 風疹  | 発しんが消失するまで                                  |   |
| 水痘  | すべての発しんが痂皮化するまで                             |   |
| 咽頭結膜熱   | 主要症状が消退した後二日を経過するまで                         |   |
| 新型コロナウイルス感染症  | 発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで            |   |
| 結核<br>髄膜炎菌性髄膜炎<br>腸管出血性大腸菌感染症<br>流行性角結膜炎<br>急性出血性結膜炎<br>その他の感染症 | 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで           |   |